

管装置関連に関する事項

改正規則

鋼船規則 D 編

改正事項

管装置関連に関する事項

改正理由

- (1) フレキシブル管継手の設置，設計及び構造要件に関しては，鋼船規則 D 編 12.3.4-3.に規定されているが，当該要件が鋼船規則 D 編 12.1.6-2.に規定する特殊な材料に関する要件を参照する規定となっているため，金属製材料のフレキシブル管継手の要件が不明瞭なものとなっている。

今般，金属製材料のフレキシブル管継手の設置，設計及び構造要件を明確にすべく，関連規定を改めた。

- (2) 現行規則では，1 類管又は 2 類管を溶接により直接接合する場合，差し込み溶接式継手の使用が認められる管径は，呼び径 50A 以下までと規定されている。しかしながら，溶接技術の進歩に伴い，呼び径 80A 以下まで差し込み溶接式継手の使用が認められるよう IACS 統一規則 P2.7 が改正された。

今般，当該 IACS 統一規則 P2.7(Rev.2)を参考に，関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 金属製及び非金属製材料を使用するフレキシブル管継手の設置，設計及び構造要件を明確にした。
- (2) 1 類管又は 2 類管を溶接により直接接合する場合において，呼び径 80A 以下まで差し込み溶接式継手の使用が認められよう改めた。